

くまもと市議会だより

いちよう

平成 23 年

12 月
創刊号

トピックス

→詳細は2ページをご覧ください。

平成23年度一般会計補正予算を 修正可決

植木町今藤地区工業団地の造成関連経費を減額

予算執行の凍結を決議

上下水道料金徴収の新システム開発経費



http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/shigikai/shigikaihp/gikai_top.htm

熊本市議会

検索

「市議会だより」創刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
本年4月24日に行われた熊本市議会議員選挙において、市民の代表として新たに49人の議員が選出されました。

皆様ご承知のとおり、10月18日の閣議決定により、熊本市は来年4月、政令指定都市に移行することが正式に決定いたしました。

政令指定都市移行により市独自で決定できる権限は、国県道の管理（国道3号、57号、208号を除く）や教職員の任命権など非常に大きくなります。

それに伴い、真に市民のために有効、効率的な予算であるのか、また市民の福祉の向上につながる政策であるかなどの「監視機能」を持つ議会の役割もますます大きくなります。

そのような中で、市民の代表である議員が、市民が何を望んでいるのか、市民にとって何が必要なのかなど、市民の意向を反映できるように、市民の皆様との対話を重視してまいりたいと考えております。

私ども議員一人ひとり、市民の代表者として、見識、能力を高める研鑽等、努力を重ねながら、より一層の議会改革に取り組んでまいる所存でございます。

この市議会だよりが、議会活動を市民の皆様知って頂く一助となり、市民の皆様と市議会を結び、政令市「くまもと」のまちづくりの一翼を担うものとなるよう願っております。

議長 津田征士郎



正副議長あいさつ

市民の皆様におかれましては、日頃より、市議会へのご支援、ご協力に対し深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、議会は市民の代表機関であり、その活動は市民の負託に応えるものであることは言うまでもありません。

‘市民に身近な議会’にすべく、何事に対しても全力投球で臨む所存であります。

まず、議員一同、これまで以上に市民の意見を広くすくい上げ、施策の方向性に誤りがないように議論をしてまいります。

また、市民の皆様に関心をもっていただけるように、議会のあり方についても議会自ら議論を進めております。

市民の皆様は、市政だよりや新聞等で、議会の審議等の一部については、ご存知かとは思いますが、これまで議会で「何が議論され、どのような政策立案や政策提言がなされているか」を知る機会が少なかったのではないのでしょうか。

これからは、この「市議会だより」を通じて、市民の皆様方が議会を身近に感じ、本会議や委員会の傍聴に来ていただけるような参加しやすく開かれた議会運営に取り組んでまいります。

副議長 田尻 将博



市議会だよりのタイトルが「いちよう」に決定しました。

応募いただいた94点の中から、議会広報委員の投票により、花立在住の野間口国男さんの「いちよう」（応募理由：熊本城と肥後をイメージして昔の武者のことを考えて）に決定しました。たくさんの応募ありがとうございました。なお、熊本城は別名「銀杏城」とも呼ばれており、いちようは「市の木」とされています。

平成23年第3回定例会のあらまし

平成23年の第3回定例会は、9月5日から29日までの25日間にわたって開かれ、補正予算・決算議案等市長提出議案51件のほか、9件の議員提出議案を審議しました。

議決結果は、市長提出議案50件が原案どおり可決、1件は修正可決、議員提出議案9件は全て原案どおり可決、請願7件については不採択となりました。



平成23年第3回定例会日程

9月5日	開会(市長提案理由説明)
7～13日	本会議質問
12日	議会運営委員会
14日	予算決算委員会(補正予算・決算概況説明)
15・16日	予算決算委員会(総括質疑)
20日～	予算決算委員会分科会、部門別常任委員会
27日	予算決算委員会 (分科会長報告、締めくくり総括質疑、採決)
29日	閉会(委員長報告、討論、採決)

主な議案の概要

平成23年度熊本市一般会計補正予算

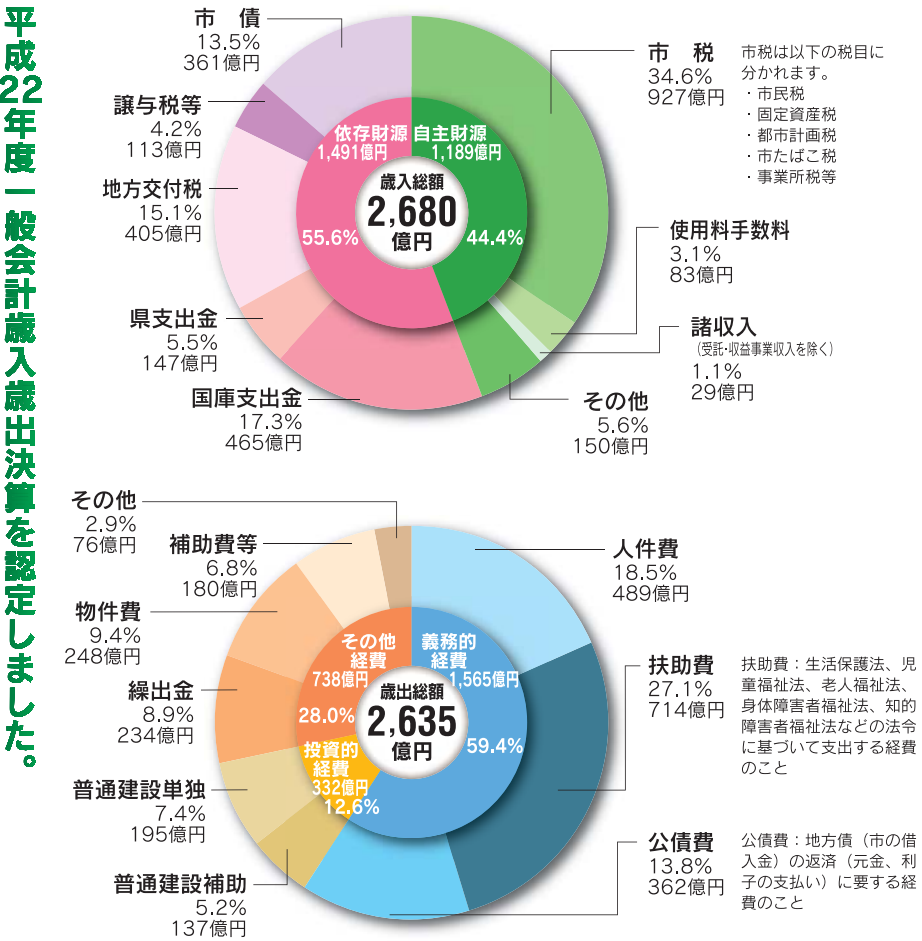
補正予算額は（仮称）西区役所駐車場整備関連経費、来年度からの区バス導入に向けたバス事業者への初期投資費用の負担金など、11億9234万5千円で、これにより平成23年度一般会計予算の総額は2719億9640万4千円となりました。

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

市中心部の駐輪場不足を解消するため、新たに庁舎自転車駐車場、上通自転車駐車場を設置し、併せて、自転車駐車場の一部に有料化と、指定管理者制度を導入し、駐輪場事業へ民間事業者が参加しやすくするための改正を行いました。



決算の概要



平成22年度各会計決算を認定しました。

会計名	区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額
一般会計		2,680億2,098万円	2,635億4,643万円	44億7,455万円
特別会計		1,582億 385万円	1,618億9,339万円	△36億8,954万円
一般会計・特別会計合計		4,262億2,483万円	4,254億3,982万円	7億8,501万円

会計名	区分	収益的収支額	資本的収支額
病院事業会計		△3,431万円	△11億4,965万円
水道事業会計		24億1,841万円	△41億8,204万円
下水道事業会計		12億3,059万円	△70億2,294万円
工業用水道事業会計		8万円	△103万円
交通事業会計		10億2,224万円	△5億761万円
企業会計合計		46億3,701万円	△128億6,327万円

トピックス（特記事項）

補正予算を修正可決
植木町今藤地区工業団地の造成関連経費を減額

- これまでの市の対応（経緯）
今藤地区工業団地の整備については、旧植木町における重要な企業誘致策として旧町時代に用地を取得し、合併後、市が事業を引き継いだものですが、同工業団地を整備するための造成経費は、当初予算での1億4,500万円に加え、更に軟弱地盤の改良などの基盤整備の追加工事が必要であるとの理由から、今回一般会計補正予算に7,200万円の造成関連経費が提案されたものです。
- 議会での指摘事項
経済分科会による現地調査により整備用地の立地状況等の確認が行われ、当該用地を最優先の土地であったとする市の説明を疑問視する声や、投資する費用について、今後企業進出が見込め回収できるとする市の見通しの甘さを指摘する意見が相次ぎました。更に当該工業団地の整備については、旧植木町との新市基本計画の事業費の枠内で支出するべきであることや、今回の造成工事に伴う整備費の積算根拠が不明確であるとの指摘が述べられました。
- 決定事項（結果）
経済分科会では、全委員の共通意見として、「今回の増額補正は事業内容の精査不足であり、提案内容には賛同できない。造成工事に必要な経費の見積もりを詳細にやり直した後に必要な予算を議会に提案するべきである。」との意見を市に対して要望しました。その後、分科会の報告を受けた予算決算委員会で、造成経費を減額する内容の補正予算の修正案の動議が議員から提出され、同委員会において全会一致により可決し、最終的な議会の意思決定を行う本会議において、委員会の決定どおり一般会計補正予算の修正案が全会一致により可決されました。

予算執行の凍結を決議
上下水道料金徴収の新システム開発経費

- これまでの市の対応（経緯）
上下水道料金徴収に関する新システムの開発について、委託業者と平成21年8月に契約を締結し、当初、本年12月からの新規稼働が予定されておりました。しかし、契約期間内での開発が困難となり、結果23ヶ月の契約延長を余儀なくされ、この間、現行システムの継続運用は絶対条件となりました。その状況の中、現行のシステム運用業者の了承がないまま、本定例会に現行システムの継続運用に係る補正予算案が計上されました。
- 議会での指摘事項
当初の契約期間内に開発できなかった新システム開発業者の事業遂行能力を疑問視する意見や、上下水道局におけるマネジメント能力の欠如などの一連の対応の甘さ、更には開発の遅れにより当然行うべき現行システムの継続運用について協議が難航し、解決できないまま予算案を計上した当局の不手際に対し指摘が相次ぎました。
- 決定事項（結果）
上下水道の使用量や料金の支払いなど市民生活に直結する当システムの運用の中断は、サービスの低下と市民生活の混乱を招く恐れがあることから、①新システム開発業者に対し、開発能力の更なる検証と委託内容の相互確認を徹底的に行い、契約期間内に必ずシステム開発ができる旨の確約を得ること。②新システム稼働までの現行システムの継続稼働に向けた合意形成に全力で取り組み、継続稼働の確約を得ること。③以上の協議状況及び完了について議会に報告を行うこと。以上3つの条件が達成されるまでの間、当該予算の執行を凍結するものとなりました。

分科会・委員会の審査概要

予算決算委員会から議案の審査を分担した各分科会と部門別に行われた各委員会の審査の概要は以下のとおりです。

総務分科会・総務委員会

補正予算案については、政令市移行に伴う区役所および関連施設の内容や経費の内訳、平成22年度決算については、防災対策や指定管理者制度、入札や随意契約（※1）等の契約事務のあり方について、市民からの陳情・要望を含め論議がありました。また、委員会の所管事務調査として12月議会に議案上程が予定されている政令市移行に伴う市組織の改編について、市民・議会側の視点による問題点の指摘があり、改善要望を行いました。

教育市民分科会・教育市民委員会

補正予算案については、自転車駐車場条例改正に伴う料金設定や駐車場管理・料金徴収を行う指定管理者について、平成22年度決算については、学校施設における耐震化工事の前倒しや整備促進について論議があり、奨学金貸付事業については滞納整理での電話督促や戸別訪問の強化について意見が述べられました。また委員会の所管事務調査として、教科書採択に至る経緯や副読本の取り扱い、政令市移行に伴う教員の独自採用について論議がありました。

保健福祉分科会・保健福祉委員会

補正予算案については、地域包括支援センター事務所の設置場所や圏域再編、老人福祉施設等のスプリンクラー設置や保育料滞納問題などの論議があり、平成22年度決算については、心身障がい者福祉タクシーの事業改善などに関する論議や、特定健診の受診率向上や入札制度見直しに関する要望がありました。また、委員会においては、保育園整備計画に関する意見のほか、市民病院改革プランや火葬場の今後の運営などについて論議がありました。



環境水道分科会・環境水道委員会

補正予算案のうち、上下水道料金徴収の新システム開発が大幅に遅れている問題について3日間にわたり論議がありました。各委員から、システム開発が遅れる間、現行システムを継続して稼働しなければならないのに、未だにその合意が得られていない現状に対する厳しい指摘がありました。また、契約期間内に業務を遂行できなかった業者の開発能力や上下水道局のマネジメント能力を疑問視する意見が相次ぎました。最後に、市の情報統括責任者である副市長から問題解決に向け全力で取り組む旨の決意が述べられ、分科会の総意として、市民生活に支障を来さないことを最優先すべきであると、市に対し要請しました。

経済分科会・経済委員会

補正予算案については、植木町農産物の駅建設候補地並びに今藤地区工業団地予定地の現地視察を行いました。4箇所の農産物の駅候補地はいずれも適地といえず検討委員会における設置目的等の議論が不十分であるため、現候補地を白紙とし、地域の農産物の生産・消費の状況把握や入念な市場調査の実施と綿密な事業計画を策定し再検討を行うべきである。また今藤地区工業団地については、当初予算での造成工事費（1億4,500万円）計上に加え、計画当初からの事業内容の精査不足により、今回7,200万円にも上る増額補正が要求されたもので賛同できない。必要経費の見積りを詳細に行った上で提案するべきであるとの結論になり、いずれも分科会の総意として市に要請しました。

都市整備分科会・都市整備委員会

補正予算案については、市営住宅管理における指定管理者制度（※2）の費用面での効果と従事者の労働環境悪化防止について論議があり、また平成22年度決算については、予算を十分に活用し、不用額（※3）発生を抑制する適切な事業執行のあり方について論議がありました。また、委員会の所管事務調査として公共交通のグランドデザインについて、交通空白地帯・市電の東部地区延伸に関する論議がありました。

予算決算委員会

～審査概要・総括質疑から～

全議員参加により、補正予算及び関連議案、平成22年度決算議案について審査を行いました。

審査の概要は、平成22年度決算に関する総括質疑を2日間実施、その後、6分科会による詳細な審査を行い、締めくくり総括質疑を行った後、採決しました。

採決にあたって、一般会計補正予算について植木町今藤地区工業団地

造成に関連する経費の減額修正案が提出され全会一致で可決されました。

また、水道及び下水道事業会計補正予算については、上下水道料金システム開発の事態打開が図られるまで関連予算の執行を凍結するよう全会一致の附帯決議（※4）を決議しました。

なお、総括質疑における各会派の質疑の概要および、締めくくり総括質疑項目は以下のとおりです。

決算に関する総括質疑

自 民 党

質疑 1 堅実な財政運営について

行財政運営にあたっては、政令市の新たな財政需要に対応する上で安定的財政基盤の確保が不可欠である。国の財政状況や先の大震災の影響から、今後、本市に対し国の財政支出が十分に行われるのかどうかは、楽観視できない状況であると考ええる。加えて生活保護費等の扶助費をはじめ義務的経費の増加が避けられない現状と政令市移行に伴う各種投資の必要性から生じる公債費の拡大も重大な懸念材料といわざるを得ない。



質疑 2 区バスの利用促進について

地方バス路線維持のための補助金が増加する中で、区バスの導入により更なる補助金の支出増が想定される。補助金支出圧縮のためには、区バスの利用者増が不可欠であり、区役所へ通勤する職員や、買い物・通院客をターゲットとしたアクセス向上を考えて欲しい。

質疑 3 市営住宅の滞納解消について

市営住宅使用料の滞納整理においては、低所得者が多く入居する実情を踏まえ、初期滞納の解消を第一に取り組んでもらいたい。

質疑 4 競輪事業の促進について

競輪事業はピーク時に比べ収益額が減少しているとはいえ、一般会計に億単位の繰り出しを行っている貴重な財源である。売上額の減少に歯止めをかけ、新たなファン層を獲得するために中心商店街でのサテライト施設の開設を要望したい。

用語解説

※1 随意契約

随意契約とは、競争の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結するもので、一般競争入札を原則とする契約締結の特例的な方法とされている。

※2 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用できる制度。民間事業者による公の施設の管理運営も可能となり、サービス向上と経費削減を図る手段が拡充される。

※3 不用額

予算措置されたもののうち執行されずに（執行されたが一部）残った金額のこと。

※4 附帯決議

議会（本会議）または委員会における議案等の議決に当たってその事件について付随的につけられる意見または要望の決議のこと。

くまもと未来

質疑 1 火の国まつりのあり方について

火の国まつりは観光のためのまつりとなっているが、実際は市民参加型のまつりであり、事業目的と実体がずれている。
今後、実施体制を含め、まつりの意義を再検証し方向性を明確にすべきである。

質疑 2 滞納金の処理について

人的資源の有効活用を図るために、回収が困難な滞納金などの債権に対する不納欠損（※5）処理の判断は適時行ってもらいたい。

質疑 3 財政について

財政状況は種々指標において一部改善傾向にあるが、市債等後年度負担による硬直化が依然として見受けられ自由度が低下している。本市貸借対照表については決算審査の資料として同時期での提出を求めたい。

市民連合

質疑 1 指定管理者制度の運用について

指定管理者制度（※2）運用にあたっては「多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するために民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用する」とする趣旨に重きをおき、コスト偏重主義に陥らないよう留意すべきである。

質疑 2 児童相談所の体制拡充について

膨大な数に上る児童虐待等相談の現状を踏まえ、過重労働によるメンタル不全に陥る職員を生まないよう、児童心理士や福祉士などの専門職をはじめとする児童相談所の人員拡充・体制整備を求めたい。

公明党

質疑 1 市民病院の改築について

市民病院南館については、現地での改築に比べ工事期間中の患者数減少傾向が少ない新築移転についても検討対象としてはどうか。

質疑 2 学校図書館司書の拡充について

学校図書館司書業務補助員経費については、議会の要請から増額されたが、いまだ不足の感があるので予算の更なる拡充を求めたい。

質疑 3 新幹線開業イベントの実施について

大震災発生により延期となった新幹線開業イベントは、官民一体となった機運の盛り上げりを維持する上でも着実に実施してほしい。

共産党

質疑 1 受診抑制に繋がる資格証明書の発行中止について

資格証明書の発行は病院窓口で医療費の全額負担が求められ、受診抑制に繋がると思われることから即時中止し、面接による丁寧な生活実態の把握や納付相談を行うべきと考える。

自由クラブ

質疑 1 植木町今藤工業団地について

合併直前に購入した植木町今藤工業団地2ヘクタールの整備については、城南工業団地においても未だ24ヘクタールが売れ残っている現状を踏まえ、十分な市場の動向調査を行いながら、中長期的な戦略を持って取り組むべきである。

～締めくくり総括質疑から～

補正予算及び関連議案・決算議案について、各会派から以下の主な項目について締めくくり総括質疑が実施されました。

- ・上下水道料金徴収新システム開発の遅延について
- ・合併3町における新市計画の事業見直しについて
- ・教育予算と現場職員体制の拡充について
- ・中心市街地活性化事業、駐輪場有料化について
- ・太陽光発電システム設置補助事業増額について
- ・植木町今藤工業団地整備および企業誘致について

※なお、予算決算委員会の模様は熊本市議会ホームページの議会中継（公式会議録発行までの間）及び委員会会議録よりご覧ください。



全議員参加による予算決算委員会の審査

平成23年第3回定例会提出議案の主な議決結果(会派)

議案番号・件名	会 派 別 賛 否							議決結果
	自民党	くまもと未来	市民連合	公明党	共産党	日本教育	自由ク	
議第164号 平成23年度熊本市一般会計補正予算	○	○	○	○	×	○	○	修正可決
議第170号 熊本市自転車駐車場条例の一部改正について	○	○	○	○	×	○	○	可決
議第197号 平成22年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について	○	○	○	○	×	○	○	認定
議第204号 教育委員会委員の任命同意について（森徳和）	○	○	○	○	○	○	○	同意

可決された意見書・決議

発議第19号	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書について
発議第20号	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書について
発議第21号	電力多消費型経済からの転換を求める意見書について
発議第22号	義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書について
発議第23号	自治体クラウド（※6）の推進を求める意見書について

用語解説

※5 不納欠損
地方自治体の歳入決算において、すでに調定されている歳入が徴収しえなくなった場合に表示される金額のこと。

※6 自治体クラウド
総務省が進める地方自治体の業務システムの効率化施策の一つ。地方自治体に共通する業務について、業務システムを複数の市区町村で共同利用できるようにするもの。

本会議質問から

第3回定例会では、9人の議員が個人質問を行いました。質問順に主な質問事項は次のとおりです。なお、質問の詳細は熊本市議会ホームページの会議録等をご覧ください。

市民連合



西岡 誠也 議員

質問 1

コミュニティバス（※7）の充実について

既存のバス停から遠い地域、郵便局、病院、銀行、スーパーなど公共施設を中心としたコミュニティバスの充実を。

答弁

今後の高齢社会の進展を見据え、今回の区バス導入を契機として、交通不便地域等の対応も積極的に検討していきたい。



質問 2

田迎南・御幸地区の浸水対策について

集中豪雨の度に田迎南・御幸地区の道路は冠水し、子供の通学も危険な状態である。今後の改善計画は。

答弁

県による瀬の江排水機場等の整備と併せ、旧天明新川改修計画の平成24年度事業着手に向けて、現在、国土交通省と協議中である。

用語解説

※7 コミュニティバス 交通不便地域や交通空白地域の解消を図るため運行するバス。

公明党



園川 良二 議員

質問 1

動物愛護センターについて

動物愛護及び管理に関する条例の制定時期及び主旨内容を示せ。また地域猫（※8）対策の推進は。

答弁

条例には飼い主の責務、終生飼養の大切さ等を規定。24年6月1日施行予定。地域猫ではえさやり等のルール遵守による地域活動を支援。



質問 2

脳脊髄液減少症の理解と認識について

学校現場における保護者や教師に対する理解や認識の徹底及び市民への啓発をどのように進めるのか。

答弁

啓発用DVD配布や研修会等を通じ、教職員、保護者の理解を深める。また、市のHP（※9）への掲載により、市民に情報を提供する。

用語解説

※8 地域猫 特定の飼い主がいない猫で、その猫が住みつく地域の複数の住民たちの協力によって世話・管理されている猫（地域住民が不妊手術、糞の掃除やエサ場の後始末等を行う）

※9 HP ホームページ

共産党



那須 円 議員

質問 1

3000人規模の国際会議場建設について

大型国際会議場建設は中止し、その予算を暮らし福祉の分野へ。また、産文会館を再開し既存施設の利活用を。

答弁

コンベンション誘致・開催に重要な施設であり、花畑地区の再開発事業と共に、都市の魅力向上に大きく寄与すると考える。

質問 2

駐輪場の有料化と放置自転車解消について

有料化は見直し環境等に貢献する自転車利用の促進を。市による無料の駐輪場を整備し放置自転車の解消を。

答弁

市中心部で有料化を実施し民間参入を促す。照明・防犯カメラ等の設置により安全安心な駐輪場の確保と放置自転車の解消を図る。



自民党



満永 寿博 議員

質問 1

市立の特別支援学校の設置について

小中高一貫校と高等部のみの2校を設置して、特別支援教育（※10）を充実すべきである。

答弁

検討委員会からの意見を踏まえ、設置する場合の形態等について具体的に検討している。市の役割について早期に方針を出したい。

質問 2

高齢者の福祉対策について

高齢者の孤立化、孤独死を防止し、高齢者が安心して暮らせる社会づくりをすべきである。

答弁

民生委員、地域の団体等の連携により見守り体制を構築し、状況に応じた支援を提供できるような取り組みを検討していく。



用語解説

※10 特別支援教育 障がいのある幼児・児童・生徒が自立し、社会参加するための力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

くまもと未来



田尻 善裕 議員

質問 1

花火大会再開に向けた市民の取り組みについて

突然中止された花火。市民の中からは、再開に向けた取り組みが動き始めている。市は協力する用意はあるか。

答弁

市民主体で実施を検討され、警備計画を作成される際には、本市がこれまで培ってきた考え方や対策の内容等を提供する。



質問 2

上下水道料金システム開発について

嘘を重ね、契約を守らない業者へ、さらに異例の大幅期間延長を認める契約は重大な問題があるのではないか。

答弁

契約違反とは考えていない。再調達し開発するよりも、契約を延長し開発を継続させる方が、開発期間や開発費用等を考慮し優位であると考え。

市民連合



田上 辰也 議員

質問 1

秋津都市下水路の地下の下水管について

地下20mに内径3.3mの地下水管を1.5km 埋設する工事が予定されている。地下水に影響がある。工法の変更は。

答弁

整備にあたっては、地下水の状況を確認しながら施工し、地下水に影響が出ないよう配慮した工法にて行うこととしている。

質問 2

第二空港線と桜木通りの交差点について

2本の幹線道路の交差点であるのに、20年以上も右折できないままである。全面開通の見通しはどうか。

答弁

未買収地の問題解決と西側交差点改良案に住民の承諾が得られていない。今後も地元説明や関係機関協議を進め、早期開放に努める。



自民党



大島 澄雄 議員

質問 1

合併町の都市計画について

区域区分「線引き（※11）」の決定プロセスと今後の方向性について問う。また、住民意見をどの様に捉えているか。

答弁

国の基準や旧3町時代のまちづくりの考え方に基づき案を作成。政令市移行までに線引きを終えるよう、今後も丁寧な説明に努める。

質問 2

城南スマートインターチェンジ（※12）について

城南富合をはじめとする市南域発展の起爆剤となる本事業計画の進捗状況と今後の展望について見解を求める。

答弁

昨年6月から関係行政機関や学識者等で構成した勉強会で検討を重ねている状況。関係機関のご協力も仰ぎその実現を目指したい。



用語解説

※11 線引き 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定める市街化区域と市街化調整区域の区分。

※12 スマートインターチェンジ 高速道路のサービスエリア、パーキングエリア、バスストップ等から乗り降りができるように設置される ETC 限定のインターチェンジ。

くまもと未来



藤山 英美 議員

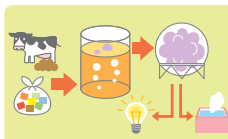
質問 1

環境保全都市を掲げ、ごみ問題に無責任では

低炭素社会の構築に向け、ごみの減量と資源の有効利用等バイオガス（※13）化について、三年連続の質問の検討結果は。

答弁

バイオガス化には収集方法など多くの課題があり、今後の生ごみ処理については本市の地域特性に応じた取組を目指して参りたい。



質問 2

自転車事故の悲劇を無くすための対策を

手軽な自転車で事故が増加している。保険制度の周知と加入促進を図り、安全安心のまちづくりができないか。

答弁

民間自転車保険の加入を学校やイベント時などに働きかけるとともに、自転車販売店や駐輪場管理業者等と協力して加入促進を図る。

用語解説

※13 バイオガス ごみ、排泄物、植物などの発酵、嫌気性消化によって得られるメタンガスを主成分とした可燃性ガス。燃焼させてエネルギーとして活用する。



小佐井 賀瑞宜 議員

質問
1

政令市に向けた特別支援教育（※10）について
発達障がい児支援は専門的・学校設置と地域学校内での強化策が急務とを感じるが今後のビジョンと具体的措置を示せ。

答弁

受入れ体制の充実や教職員の専門性の向上、就学相談を充実していく。市立の特別支援学校は、できるだけ早期に方針を決定したい。

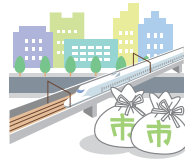
質問
2

政令市移行後の財政見通しについて

財政見通し影響額は県との協議を経てどの様に変動が生じたか。また留保財源（※14）の活用方針について見解を問う。

答弁

平成30年度までで総額253億円の留保財源が見込まれ、合併町を含む市全域において政令市にふさわしいまちづくりに活用したい。



用語解説

※10 特別支援教育 障がいのある幼児・児童・生徒が自立し、社会参加するための力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

※14 留保財源 各地方公共団体で、独自の財政需要に充てられるべき財源。

市の仕事と議会の役割

熊本市では、約73万人の市民が安心して快適に暮らしていけるように、日常生活を営むために欠くことができない福祉・教育・道路・上下水道などのさまざまな事業に取り組んでいます。

熊本市議会の役割は、選挙で選ばれた市民の代表である議員の合議によって、市の仕事の進め方や方向性などを決定したり市の仕事が適切に行われているかを監視したりすることにより、市民の意思を市政に十分に反映させていくことにあります。市議会は市民の生活をより一層豊かで潤いのあるものにしていく大事な役割を担っています。

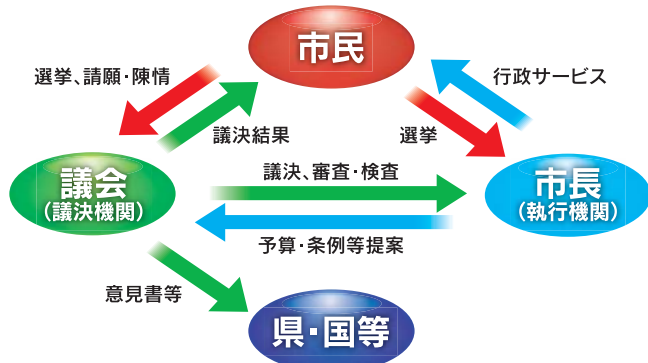
議会と市長

毎日わたしたちが生活している熊本市を、快適で住みよいまちにしていこうためにはどうすればいいか——市民みんなが自分たちで考え、話し合い、そうして決められたことを自分たちの手で実行していくことが大切です。しかし、市民全員が集まって話し合いを行うことは困難ですから、代表者を選びます。その代表者が市議会議員と市長です。

市議会議員は、市民みんなの意見を市の仕事（市政）に取り入れるため、市議会を開催して、市民生活のいろいろな問題についてくわしく話し合い、それをどう処理すべきかを決めています。このため、市議会は議決機関と呼ばれています。

一方、市長は、市議会の決めたことに基づいて、実際の市政を進めていきます。このため、市長は執行機関と呼ばれています。

選挙によって直接選ばれた市議会と市長の関係は、二代表制としてお互い独立した立場に立ち、議会という話し合いの中で考えを出し合いながら、市民生活の向上に努めています。



議会の権限

議決

市政を進めていく上での重要なことは、市議会が決定します。つまり、市議会が熊本市の意思を決めているのです。これを「議決」といいます。

そのおもな項目は次のとおりです。

- ・条例の新設、改正、廃止をすること。
- ・予算を決めること。
- ・決算を認めること。
- ・市の税金、使用料、手数料などに関すること。
- ・3億円以上の工事やものをつくる契約を締結すること。
- ・副市長、教育委員、監査委員などの選任に同意を与えること。

このほか、議長や副議長の選挙、特別委員会の設置など、市議会内部のことを決定することもあります。

市政のチェック

市政が正しく運営されているかどうか市の仕事の状況を聞いたり、問題点を指摘することが市議会の大切な仕事です。

本会議で、各議員が質問を行うこと、また、委員会で報告を受けたり、質問を行うことでも市政をチェックしています。

選挙権・同意権

議会の議長、副議長や選挙管理委員などを選挙したり、副市長、

教育委員会委員などを市長が選任する際に同意を与える権限です。

検査権及び監査請求権

市長やその他の執行機関の行う市の事務管理や金銭の出納などが、市民の期待どおりに公正かつ効率的に行われているかを監視するための権限です。

議会は、市の仕事にかかる書類や計算書を検閲することなどにより、状況を検査することができます。また、必要があれば監査委員に監査を求め報告を受けます。そして、不当な事実があれば執行機関の責任を問いたすことになります。

調査権

地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」といわれ、市政全般について議会独自に調査を行う権限です。

調査にあたっては、強制力が与えられ、議会は、関係者の出頭や証言、記録の提出などを求めることができ、正当な理由なしに拒否した者には処罰規定があります。

意見書提出権

本来は、市の仕事ではなくとも、市に深い関わりのあることについて、国や、県などの関係行政庁に対して意見を提出し、議会としての意思表明をすることができます。

請願・陳情について

請願について

請願を行うにあたっては、地方自治法第124条の規定により、1名以上の議員の紹介により請願書を提出することとなっています。

請願書には…

- ・紹介議員1名以上の記名（押印）が必要です。
- ・請願書には、請願の題名(件名)、主旨、提出年月日、請願者の住所・氏名および請願者の押印が必要です。
- ・請願者が法人の場合には、法人名、事務所の所在地および代表者の氏名を記載のうえ、法人印および代表者印を押印してください。
- ・請願書は邦文を使用し、請願の主旨は、できるだけ平易な文章で簡潔に記載してください。

なお熊本市議会では、提出された請願を関係常任委員会に付託し、委員会で特に論議のあったものは委員長報告に記載するとともに、採決（採択、あるいは不採択）を行います。

陳情について

陳情は請願に類似した性格のものですが、法的根拠がないため、紹介議員は必要ありません。陳情の書式や必要事項等は特に定めはありませんが、紹介議員が必要でないことのほかは、なるべく請願に準じて作成してください。

なお熊本市議会に提出された陳情は、議長より関係常任委員会に参考送付され、委員会で特に論議のあったものについては委員長報告に記載していますが、採決（採択、あるいは不採択）は行いません。

請願・陳情の主旨説明について

「請願・陳情」は、書面上でその主旨・内容を記載するのが基本ですが、内容を補足する手立てとして、「請願・陳情の主旨に関する補足説明」を行うことができます。

補足説明を行うには請願書・陳情書提出の際に、補足説明を行いたい旨をお申し出ください。後日、請願・陳情の取り扱いが決定次第、事務局より日時等をご連絡します。

本会議

議員全員が議場に集まって会議をするのが「本会議」です。

本会議は、市議会の最終的な意見を決めたり、質問を行って市政をチェックしたりする大切な会議で年間4回定期的に開催される「定例会」と、必要に応じ開催される「臨時会」があります。

委員会について

(各委員会名簿は正副委員長を除き、議席番号順に掲載)

委員会は議案等を専門的に詳しく審査し、本会議での意思決定を補助する分科会のような機関です。委員会には常時設置されている常任委員会と必要に応じ設置される特別委員会、そして議会運営に関する事項について審査、決定を行う議会運営委員会があります。全議員はそれぞれ2つの常任委員会に所属し、そのうち一方は予算決算委員会となります。

このほか、委員会とは別に、地方自治法により定められた協議の場が設置されています。

常任委員会	予算決算委員会(定数49) 予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項	(正) 竹原 孝昭 (副) 白河 部貞志	正副委員長を除く全議員			
	総務委員会(定数8) 総務局、企画財政局、会計室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項	(正) くつき 信哉 (副) 田中 敦朗	大島 澄雄 藤永 弘	上野 美恵子 江藤 正行	田尻 清輝 田辺 正信	
	教育市民委員会(定数8) 市民生活局、教育委員会の所管に属する事項	(正) 東 すみよ (副) 原口 亮志	田尻 将博 井本 正広	満 永藤山 寿博 英美	牛嶋 弘 古川 泰三	
	保健福祉委員会(定数8) 健康福祉局、子ども未来局、病院局の所管に属する事項	(正) 倉重 徹 (副) 松野 明美	小佐井賀瑞宜 福永 洋一	那須 園川 良二	坂田 誠二 下川 寛	
	環境水道委員会(定数8) 環境保全局、上下水道局の所管に属する事項	(正) 藤岡 照代 (副) 上田 芳裕	津田 征士郎 浜田 大介	三島 良之 田中 誠一	家入 安弘 落水 清弘	
	経済委員会(定数9) 農水商工局、観光文化交流局、農業委員会の所管に属する事項	(正) 澤田 昌作夫 (副) 有馬 純夫	田上 辰也 重村 和征 紫垣 正仁	田尻 善裕 竹原 孝昭 北口 和皇	益田 牧子 田中 誠二	
	都市整備委員会(定数8) 都市建設局、交通局の所管に属する事項	(正) 大石 浩文 (副) 齊藤 聡	寺本 義勝 高本 一臣	西岡 誠也 白河 部貞志	鈴木 弘 税所 史熙	

※企画財政局、会計室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

議会運営委員会	議会運営委員会(定数13)	(正) 齊藤 聰 (副) 田尻 善裕	上田 芳裕 澤田 昌作 大石 浩文	藤岡 照代 坂田 誠二 家入 安弘	鈴木 弘 牛嶋 弘 江藤 正行	下川 益田 田辺 正信	寛 牧子
---------	---------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------	----------------	------

特別委員会	総合的なまちづくり対策に関する特別委員会(定数12) 安全で安心な市民生活を実現するための諸問題と災害に強いまちづくりや危機管理対策の強化に関する調査を行うこと。	(正) 藤山 英美 (副) 三島 良之	福永 洋一 浜田 大介 くつき 信哉	那須 園川 白河 部貞志 東 すみよ	竹原 孝昭 税所 史熙 田尻 清輝	北口 和皇	
	中心市街地の活性化に関する特別委員会(定数12) 中心市街地活性化及びこれに関する事業の諸問題と対策に関する調査を行うこと。	(正) 家入 安弘 (副) 満 永寿博	田上 辰也 大島 澄雄 藤永 弘	紫垣 正仁 田尻 善裕 上野 美恵子	有馬 純夫 田中 誠一 牛嶋 弘	古川 泰三	
	財政運営のあり方に関する特別委員会(定数12) 大都市にふさわしい財政運営の健全化と財政基盤の強化を図るための諸問題の調査を行うこと。	(正) 落水 清弘 (副) 重村 和征	小佐井賀瑞宜 寺本 義勝 高本 一臣	西岡 誠也 井本 正広 原口 亮志	田中 園川 良二 誠二	敦朗 田辺 正信	
	政令指定都市に関する特別委員会(定数12) 政令指定都市への円滑な移行の実現と都市運営機能の充実に向けた調査を行うこと。	(正) 江藤 正行 (副) 田辺 正信	松野 明美 上田 芳裕 澤田 昌作	倉重 徹 大石 浩文 藤岡 照代	齊藤 聡 鈴木 弘 落水 清弘	益田 牧子 田中 誠二	
	議会活性化特別委員会(定数10) 議会活性化のための諸改革に関する調査を行うこと。	(正) 江藤 正行 (副) 田下 川寛	上田 芳裕 大石 浩文	藤岡 照代 鈴木 弘	牛嶋 弘 税所 史熙	益田 牧子 田辺 正信	

協 議 等 の 場 (地方自治法第100条第12項)	全員協議会(定数49)	全議員				
	予算決算委員会理事会(定数8)	(正) 江藤 正行 (副) 田上 芳裕	田中 敦朗 大石 浩文	三島 良之 坂田 誠二	鈴木 弘 益田 牧子	※上記に加え予算決算委員会正副委員長が構成員として参加している。
	議会広報委員会(定数10)	(正) 落水 清弘 (副) 田尻 善裕	小佐井賀瑞宜 井本 正広	園川 良二 福永 洋一	田上 辰也 田中 敦朗	那須 園川 紫垣 正仁

傍聴について

本会議

定例会、臨時会の本会議はどなたでも自由に傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議の開催される日に議会棟5階で受け付けをしてください。(席の予約等は受け付けておりません。)

委員会

各常任委員会、特別委員会、議会運営委員会は委員会室外に設けられたモニターテレビを通じてどなたでも自由に傍聴（視聴）することができます。傍聴を希望される方は、委員会の開催時間に自由にご視聴ください。(録画による再放送等はいりません。また、職員が職務上同席させていただきます。)

インターネット中継について

市議会ホームページで、定例会・臨時会の本会議は生中継と録画中継、予算決算委員会は録画中継を行っています。

会議録について

平成3年以降の定例会・臨時会会議録及び平成15年5月以降の各委員会会議録を市議会ホームページに掲載しています。

編集後記



議会広報委員会（10名）／落水清弘委員長、田尻善裕副委員長、小佐井賀瑞宜委員、福永洋一委員、井本正広委員、田上辰也委員、田中敦朗委員、那須円委員、園川良二委員、紫垣正仁委員

タイトルの「いちよう」の葉が根元から外へと広がる形の様に、多くの市民の方々へ議会の議論が伝わり、『開かれた議会』『分かりやすい議会』となればとの思いで作ってまいります。市民の皆様の御意見をお待ちします。

良い年をお迎え下さい。

委員長 落水清弘

発行◎熊本市議会
編集・文責◎熊本市議会広報委員会
〒860-8601 熊本市手取本町1番1号
TEL.096-328-2682（議会事務局）
FAX.096-324-3284

第001号

電子メール gikaigiji@city.kumamoto.lg.jp

第4回定例会のお知らせ

平成23年第4回定例会日程

11月29日

午前10時開会（市長提案理由説明）

12月1～2日

午前10時開議 本会議質問

5～7日

午前10時開議 本会議質問

6日

議会運営委員会

9日

予算決算委員会（補正予算概況説明）
同分科会、部門別常任委員会

14日～

予算決算委員会（分科会長報告、締めくくり総括質疑、採決）

16日

午前10時開議 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

※日程及び開議時間は議事の都合上変更されることがあります。

年末年始のごあいさつは失礼させていただきます。

公職選挙法の規定により、議員が年賀状などのあいさつ状を出すことは制限されておりますことから、年末年始のごあいさつは失礼させていただきます。皆様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

* 公職選挙法では、次のような行為が禁止されています。

- ・ 議員や後援会がお中元やお歳暮を贈ること。
- ・ 答礼のための自筆によるものを除き、議員が年賀状や寒中見舞いなどのあいさつ状を出すこと。

熊本市議会議員名簿



つだ せいしろう
津田征士郎
会派：自民党
期数：4期

〒861-5348
河内町白浜874
☎宅/FAX
276-1694



たに まさひろ
田尻 将博
会派：市民連合
期数：6期

〒860-0061
上高橋2丁目8-16
☎宅329-4339
FAX329-4778



こさい かずのり
小佐井賀瑞宜
会派：自民党
期数：1期

〒861-0133
植木町滴水1038-1
☎宅272-0663
FAX274-0007



てらもと よしかつ
寺本 義勝
会派：自民党
期数：1期

〒861-4235
城南町千町914
☎宅0964-28-2271
FAX0964-53-9094



たかもと かずおみ
高本 一臣
会派：自民党
期数：1期

〒862-0976
九品寺6丁目6-63-1108
事227-6296
FAX227-6297



にしおか せいや
西岡 誠也
会派：市民連合
期数：1期

〒861-4172
御幸苗田2丁目20-20
☎宅/FAX
378-4170



ふくなが よういち
福永 洋一
会派：市民連合
期数：1期

〒861-8001
武蔵ヶ丘6丁目3-30
☎宅/FAX
050-3596-8975



たのうえ たつや
田上 辰也
会派：市民連合
期数：1期

〒862-0918
花立5丁目12-108
☎宅368-8418
FAX324-7777



はま だ だいすけ
浜田 大介
会派：公明党
期数：1期

〒862-0963
出仲間5丁目6-1-606
☎事328-2660
FAX311-5331



いのもと まさひろ
井本 正広
会派：公明党
期数：1期

〒861-8037
長嶺西1丁目9-1-909
☎宅328-2660
FAX311-5331



おshima すみお
大島 澄雄
会派：自民党
期数：1期

〒861-4223
城南町藤山3264
☎宅0964-28-4908
FAX0964-28-4971



はらぐち りょうじ
原口 亮志
会派：自民党
期数：2期

〒861-0153
植木町円台寺750
☎宅/FAX
272-2295



くつき しんや
くつき信哉
会派：自民党
期数：2期

〒861-4153
富合町木原2013
☎宅358-2336
FAX357-3686



まつ の あけみ
松野 明美
会派：未来
期数：2期

〒861-0115
植木町米塚407-42
☎宅/FAX
275-7123



たなか あつお
田中 敦朗
会派：未来
期数：2期

〒861-5512
梶尾町305
☎宅245-2833
事245-3421
FAX202-5146



しげむら かずゆき
重村 和征
会派：未来
期数：2期

〒861-8042
戸島本町1-5
☎宅380-2565
FAX285-6282



うえだ よしひろ
上田 芳裕
会派：市民連合
期数：2期

〒862-0971
大江1丁目25-36-1302
☎宅363-2805
FAX335-8101



なす まどか
那須 円
会派：共産党
期数：2期

〒862-0907
水源2丁目1-3
☎宅368-0573
事328-2656
FAX359-5047



そのかわ りょうじ
園川 良二
会派：公明党
期数：1期

〒861-0112
植木町田底394-1
☎事328-2660
FAX311-5331



ふじなが ひろし
藤永 弘
会派：公明党
期数：1期

〒860-0046
横手4丁目16-19
☎宅328-2660
FAX311-5331



しがき まさひと
紫垣 正仁
会派：自民党
期数：2期

〒862-0924
帯山5丁目15-33
☎事/FAX
384-1555



さわだ よしとも
澤田 昌作
会派：自民党
期数：3期

〒861-4134
刈草3丁目9-12
☎宅320-1312
事320-3240
FAX320-3241



くらしげ とおる
倉重 徹
会派：自民党
期数：3期

〒862-0921
新外3丁目9-13-103
☎宅369-5451
事331-8739
FAX331-8740



おおいし ひろふみ
大石 浩文
会派：未来
期数：3期

〒862-0972
新大江3丁目9-63
☎宅384-0359
事/FAX
382-9551



たに よしひろ
田尻 善裕
会派：未来
期数：3期

〒862-0971
大江5丁目16-11-501
☎宅372-8880
FAX372-8911



しらかわ べいてい
白河部貞志
会派：未来
期数：3期

〒861-4127
内田町2003-5
☎宅/FAX
223-3073



うえの みほこ
上野美恵子
会派：共産党
期数：4期

〒862-0924
帯山4丁目23-36
☎宅382-4209
事328-2656
FAX359-5047



ありま すみお
有馬 純夫
会派：公明党
期数：3期

〒860-0082
池田3丁目6-37
☎宅328-2660
FAX311-5331



ふじおか てるひろ
藤岡 照代
会派：公明党
期数：4期

〒862-0941
出水7丁目75-1
☎宅328-2660
FAX311-5331



みつおか としひろ
満永 寿博
会派：自民党
期数：3期

〒861-8045
小山2丁目1-40
☎宅389-0067
FAX380-3302



みしま よしゆき
三島 良之
会派：自民党
期数：3期

〒862-0909
湖東2丁目6-6
☎宅360-3400
事367-3455
FAX367-3422



さいとう さとし
齊藤 聡
会派：自民党
期数：3期

〒861-8039
長嶺南1丁目7-26
☎宅382-5600
FAX387-1313



さかた せいじ
坂田 誠二
会派：自民党
期数：5期

〒861-5526
下観川町2丁目9-15
☎宅/FAX
328-5508



ふじやま ひであき
藤山 英美
会派：未来
期数：5期

〒861-2102
沼山津3丁目3-15
☎宅365-8777
FAX367-0036



たなか せいいち
田中 誠一
会派：未来
期数：5期

〒861-4101
近見3丁目7-10
☎宅/FAX
354-3496



ひがし すみよ
東 すみよ
会派：市民連合
期数：5期

〒860-0056
新土河原1丁目11-55
☎宅355-3809
組合371-2711
FAX324-7777



いゑいり やすひろ
家入 安弘
会派：市民連合
期数：6期

〒860-0085
高平2丁目2-23
☎宅343-6667
FAX343-6679



すずき ひろし
鈴木 弘
会派：公明党
期数：5期

〒862-0952
京塚本町19-4
☎宅328-2660
FAX311-5331



たけはら たかあき
竹原 孝昭
会派：自民党
期数：6期

〒862-0941
出水6丁目5-1
☎宅378-8250
事379-5550
FAX379-2434



うしじま ひろあき
牛嶋 弘
会派：自民党
期数：6期

〒860-0064
城山半田4丁目3-5
☎宅329-5400
FAX329-5850



さいしよ ふみひろ
税所 史熙
会派：自民党
期数：6期

〒861-2102
沼山津2丁目6-26
☎宅369-0159
事368-8880
FAX368-1454



おちみず きよひろ
落水 清弘
会派：自民党
期数：7期

〒860-0072
花園3丁目3-3
☎宅/事
352-7658
FAX352-4560



えとう まさゆき
江藤 正行
会派：自民党
期数：8期

〒862-0962
田迎4丁目5-1
☎宅378-8643
FAX378-4135



しもかわ ひろし
下川 寛
会派：未来
期数：6期

〒862-0913
尾ノ上1丁目41-5
☎宅383-8225
事385-7215



たに きよてる
田尻 清輝
会派：未来
期数：6期

〒860-0072
花園5丁目22-48
☎宅353-2397
事322-7773
FAX354-8026



ふるかわ たいぞう
古川 泰三
会派：日本教育
期数：6期

〒861-5272
中島町1760
☎宅329-7830
事329-6070
FAX329-6071



きたぐち かずこ
北口 和皇
会派：自由ク
期数：6期

〒862-0948
国府本町5-7
☎宅/事
363-3980



ますだ まきこ
益田 牧子
会派：共産党
期数：7期

〒860-0831
八王寺町6-62
☎宅370-1432
事328-2656
FAX359-5047



たなべ まさひこ
田辺 正信
会派：市民連合
期数：6期

〒861-4106
南高江1丁目4-130
☎宅358-3025
FAX320-3151

会派正式名称
自民党：自由民主党熊本市議団
未来：くまもと未来
市民連合：市民連合
公明党：公明党熊本市議団
共産党：日本共産党熊本市議団
日本教育：日本の教育を考える会
自由ク：自由クラブ